

令和5年2月27日

商業組合静岡県タクシー協会
理事長 三澤 賢治

静岡地区における運賃改定実施による労働条件の
改善状況について（公表）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会並びにタクシー事業に対しまして格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、静岡地区におけるタクシー運賃及び料金につきましては、令和元年12月13日に中部運輸局長より増収率6.82%と査定され、令和2年2月1日から改定運賃を実施させていただきました。

この改定運賃の実施の際、中部運輸局長より当協会理事長に対して「運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。」について通達されたところです。

このため、運賃改定実施後の6ヶ月間における当協会会員にかかる「静岡地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況」の実績をとりまとめましたので、参考資料を添えて別紙のとおり公表いたします。

商業組合静岡県タクシー協会
理事長 三澤 賢治
静岡市駿河区国吉田2丁目4-26
電話（054）261-1401
担当 村上

静岡地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

静岡地区においては、令和2年2月1日からタクシー運賃の改定を実施（改定率6.82%）いたしましたが、これによる改定後6ヶ月間におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

91社

2 公表事業者数

83社（事業廃止4、営業区域廃止1及び、合併・事業譲渡3社を除いた。）

3 平均増収率

-40.9%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後6ヶ月間とは、運賃改定実施後の最初の賃金締切日の翌日から6ヶ月間（令和2年2月～令和2年7月又は令和2年3月～令和2年8月）をいう。

（算式）改定後6ヶ月間の営業収入(税引き後)÷前年同期の営業収入(同)×100-100

4 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

-20.1%

改定前1人平均給与月額 (改定後6ヶ月間の前年同期)	改定後1人平均給与月額 (改定後6ヶ月間)
242,215円	193,418円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

5 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
1社	1社	0社	2社	8社	4社	67社	83社

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{一般運転者に係る改定後6ヶ月間の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right) - 100$$

6 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る。）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
70社	2社	1社	1社	1社	0社	2社	1社

95%以上 96%未満	95%未満	計
0社	5社	83社

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{全運転者に係る改定後6ヶ月間の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

7 その他

(1) 労働者負担の軽減

- ① 運賃改定前、労働者負担制度を採用していた事業者
- ・採用していた。 5社
 - ・採用していない。 78社
- ② 運賃改定に伴い、労働者負担制度を変更した事業者 無

(2) 手当類の創設・拡充

- ① 新しく手当を創設した事業者
- ・乗務員紹介手当 2社
 - ・入社祝金 1社
 - ・無事故手当 2社
 - ・ノークレーム手当 1社
- ② 手当類を拡充した事業者 無

(3) その他

- ・労働時間の短縮 8社
- ・歩合率の引き上げ 2社

(4) 社会生活を維持する公共交通の確保に向けて

令和2年2月1日の運賃改定後、コロナ禍により例を見ない厳しい状況にありながら、通院や買物など生活交通インフラとしての役割を継続してきましたが、令和2年度、3年度と県全体の営業収入は、40%を超えるマイナスとなり、年間で100億円を超える減収に陥りました。

その後の経済対策や需要喚起対策により旅客数は僅かずつ増加に転じ、1台当たりの運送収入はコロナ禍前の80%前後まで回復し、賃金水準も徐々に戻りつつあります。

一方で、燃料代や諸物価の高騰、さらにはドライバーの高齢化など、厳しい経営環境の下で事業を継続するには、賃金の改善、旅客サービスの向上、運転手不足の対応など諸課題の解決に向け、経営体力の強化に向けた抜本的な対策が急務です。